

Press Release

各 位

三 菱 UFJ 国際 投信 株式会社
 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 404 号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『先進国ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)2016-05』 募集・設定について

単位型投信／内外／債券

この度、三菱UFJ国際投信は『先進国ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)2016-05』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
単位型	内外	債券	債券(社債、 その他債券)	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

◆◆◆ ファンドの設定にあたって ◆◆◆

NISAが導入されるなど資産運用を後押しする制度は、近年着実に整備されてきています。一方、足下で日本銀行がマイナス金利政策を導入する等、金利低下によって、資産運用の選択肢が狭まりつつある状況です。

こうした状況の中、これまでリスクのある資産への投資になじみのなかったお客さまにも、投資信託を大切なご資産の運用の選択肢のひとつとしていただきたい。そのような思いから、私たちは当ファンドをご用意しました。

当ファンドが投資するのは日本を含む先進国の金融機関および事業会社が発行するハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)等です。また、約4年の信託期間を設けて原則持ち切り運用をすることで、金利変動リスクの低減を図りながら、為替変動リスクにも配慮した運用を行う単位型投資信託です。

当ファンドが受益者の皆さまの資産形成に資するよう、運用に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む先進国の金融機関および事業会社が発行するハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。

ファンドの特色

特色1

日本を含む先進国の金融機関および事業会社が発行するハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)等を主要投資対象とします。

- 金融機関が発行するハイブリッド証券等への投資にあたっては、G-SIFIs(ジーシフィーズ、Global Systemically Important Financial Institutionsの略)に指定された銀行および保険会社が発行する銘柄を中心に投資します。
- ハイブリッド証券等の組入れにあたっては、市場環境、発行体の信用状況、個別銘柄の流動性等を勘案し、銘柄選択を行います。



G-SIFIsとは

各国の金融監督当局等で構成される金融安定理事会(FSB)がグローバルな金融システムの維持・安定に欠かせない重要な金融機関として指定した金融機関です。G-SIFIsに指定されると、一般の金融機関よりも厳しい財務健全性が要求されることになります。

- 銀行については2013年より自己資本比率規制としてバーゼルⅢが導入されています。また、保険会社については2019年より保険監督者国際機構(IAIS)による新たな資本規制の導入が予定されています。
- バーゼルⅢとは、2008年のリーマン・ショックによる金融危機を教訓とし、「各銀行に固有のリスク」と「より広範な金融システム全体へ波及するリスク」の双方に対処するため、より厳格な自己資本比率により規制を行う新しい基準で2010年に公表されました。各国による国内法の整備を経て2013年1月から段階的にスタートし、2019年に完全実施となる予定です。



ハイブリッド証券とは

債券と株式の両方の特性を有しており、上場または非上場となっています。ハイブリッド証券は一般に利息(配当)が定められており、満期時や繰上償還時に額面で償還される等、債券に似た性質を有しています。同一発行体が発行している普通社債とハイブリッド証券を比べると、ハイブリッド証券の方が普通社債よりも利回りが高く、また期待リターンも高くなります。その一方で、リスクは普通社債に比べてハイブリッド証券の方が高くなり、また弁済順位は普通社債に比べて低いという特徴もあります。また一部のハイブリッド証券については償還時に株式に転換されるものもあります。



□ 弁済順位とは、発行体が経営破たんに陥った場合に、債権者等に対して債務を弁済することであり、弁済順位の高位のものから弁済されます。

■ 上図はハイブリッド証券の特性を示したイメージ図であり、各証券の特性すべてを網羅するものではありません。

<各ハイブリッド証券の概要>

- 劣後債は、発行体の経営破たん時に、弁済順位が普通社債よりも劣る分、普通社債と比べて利回りは高くなります。満期が定められている「期限付劣後債」と、満期が定められていない「永久劣後債」があり、永久劣後債は満期が定められていない分、一般的には期限付劣後債よりも利回りは高くなります。
- 優先証券は、発行体の経営破たん時に、弁済順位が普通社債や劣後債よりも劣る分、普通社債や劣後債と比べて利回りは高くなります。
配当や、会社の解散時に債務を弁済した後に残る財産に関する分配については、株式より優先されます。また発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息(配当)の支払いが停止される可能性があります。

特色
2

信託期間が約4年の単位型の投資信託です。信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎えるハイブリッド証券等に投資を行い、原則として償還まで保有します。

ポイント1

信託期間が約4年の単位型投資信託です。

- 単位型のため、お申込期間は2016年4月18日から2016年5月30日までです。

- 「単位型投資信託」とは、設定前のお申込期間のみ購入可能で、運用期間中に追加購入ができない投資信託のことです。
■ 上記お申込期間経過後のお申込は受付けておりません。

- 信託期間は、原則として2016年5月31日から2020年5月22日までです。

ポイント2

信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎える証券等に投資を行い、原則として償還まで保有します。

- 主として信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎えるハイブリッド証券等に投資を行い、ファンド償還時についての金利変動リスクの低減を図りつつ、主として利子(配当)収入の確保をめざします。

- 投資するハイブリッド証券等が繰上償還可能日を迎えた場合でも、発行体が繰上償還を行うとは限りません。繰上償還可能日に繰上償還とならなかった場合やファンドが途中解約された場合等には、信託期間終了までの間に売却することになりますが、その売却価格は証券の償還価格を下回る可能性があります。

- 信託期間内に組入証券が償還した場合などには、信託期間内に償還または繰上償還可能日を迎える他のハイブリッド証券のほか、普通社債や国債等にも再投資することができます。

- 再投資に伴い、ハイブリッド証券の組入比率が低下することがあります。
■ 再投資するハイブリッド証券、普通社債、国債等は、当初投資した組入銘柄に比べ、償還または繰上償還可能日までの期間が短かつ低い利回りのものである可能性があり、その結果ファンドの償還日が近づくにつれ、ファンドの利回りが低下する場合があります。

- 設定当初に構築したポートフォリオの利回りが信託期間終了日まで継続するわけではありません。

特色3

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

- 為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分のヘッジコストとならない場合があります。

<投資リターンのイメージ図>



・上記は為替ヘッジを理解して頂くためのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

特色4

債券等の運用にあたっては、BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスに運用指図に関する権限を委託します。

- BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスは、グローバルに資産運用サービスを提供する「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ」傘下のフランスの資産運用会社です。
- 「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ」は、欧州を本拠とする金融グループ、BNPパリバの資産運用部門です。世界各国に拠点を有します。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズについて

BNPパリバ インベストメント・パートナーズの債券運用の強み

1

総合的運用体制

世界各地に運用チームを配置し、主要投資資産の大部分をカバーしています。

2

地域特化の運用体制

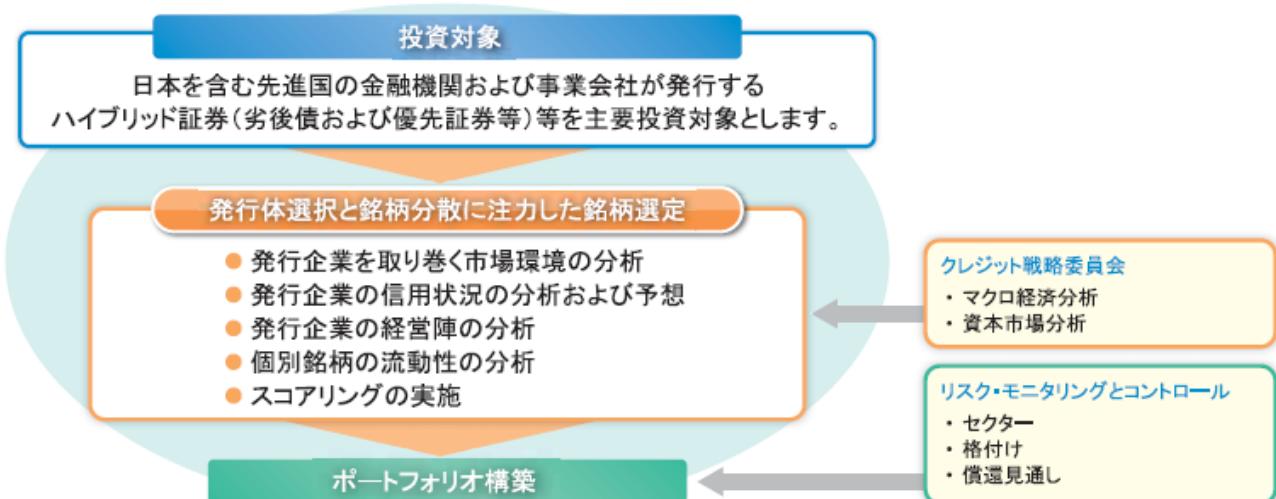
特定の地域および顧客を各地域・各国の運用拠点がカバーしています。

3

運用スペシャリスト

特定の資産や投資分野における専門分野をカバーしています。グローバル債券運用における長年の歴史と経験があります。

〈運用プロセスのイメージ〉



(出所)BNPパリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスの資料を基に三菱UFJ国際投信作成

- ! 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- ! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。



年1回の決算時(5月24日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2017年5月24日です。)

■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

金利変動 リスク

組入債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券価格は下がり、基準価額が値下がりする要因となります。債券価格の変動は残存期間やクーポンレートなどにより影響が異なりますが、一般に債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなり、基準価額の変動要因となります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分のヘッジコストとならない場合があります。

信用リスク

組入有価証券等の価格は、その発行体等の信用状況の影響を受けます。発行体等の経営、財務状況の悪化や悪化の懸念が生じると、組入有価証券等の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。また、その組入有価証券等の利払いや償還金の支払いが滞ること、組入有価証券等自体の価値がなくなることもあります。

<金融機関の実質的な破たんに関するリスク>

金融機関の破たん処理等に関し、株主だけでなく債権者にも損失負担を求める措置(ペイル・イン)に関する法制度が導入される国・地域においては、金融当局等が実質的に破たんしているとみなした金融機関について、劣後債や優先証券、普通社債等についても元本が削減される等、損失吸収措置がとられる可能性があり、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性 リスク

組入有価証券等を売買しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により取引が制限されている場合には、市場実勢から期待されるより不利な価格での取引を行わざるを得ないことがあります。また、必要な売買の一部またはすべてを行うことができないこともあります。

ハイブリッド 証券(劣後債 および優先 証券等)固有 のリスク

ハイブリッド証券(劣後債および優先証券等)への投資には次のような特徴があり、金利変動・信用・流動性の各リスクは普通社債への投資と比較して相対的に大きいものとなります。

<法的弁済順位の劣後>

一般的にハイブリッド証券の法的弁済順位は株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破たん等に陥った場合、普通社債等の元利金が支払われてもハイブリッド証券は元利金の支払いを受けられないことがあります。また、発行体が経営不安、倒産、国有化などに陥った場合には、ハイブリッド証券の価値が大きく減少すること、または無くなることがあります。この場合には当ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。さらに、ハイブリッド証券は、一般的に同一発行体の普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されています。

＜繰上償還延期・前倒し＞

一般的にハイブリッド証券には、繰上償還(コール)条項が付与されており、その繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還されることを前提として取引されている証券もあり、これらの証券が市場で予想されていた期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合、また市場で予想されていた期日以前に償還される場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

＜利息、配当の繰り延べまたは停止＞

利息または配当の支払い繰り延べ条項を有するハイブリッド証券は、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

この場合、期待される利払いや配当が得られないと見込まれる場合には、ハイブリッド証券の価格が下落する可能性があります。

＜株式等への転換＞

一部のハイブリッド証券には、発行体の判断で実質的に株式等に転換する条項が付与されている場合があります。これらの証券が転換される、または転換されると見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

＜制度変更等＞

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、または著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

低格付債券への投資リスク

ファンドは、格付けの低い投資適格未満の普通社債、ハイブリッド証券等に投資する場合があり、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、金利変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。



手続・手数料等

■お申込みメモ

購入時	購入の申込期間	2016年4月18日から2016年5月30日まで
	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	1口当たり1円
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	設定の中止	募集金額が20億円を下回った場合、または下回ることが予想される場合には、委託会社の判断により、ファンドの設定を中止する場合があります。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、パリの銀行の休業日
	換金の申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
その他	信託期間	2020年5月22日まで（2016年5月31日設定）
	線上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年5月24日（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日は2017年5月24日
	収益分配	年1回の決算時に分配を行います。
	信託金の限度額	600億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ（ http://www.am.mufg.jp/ ）に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限1.08%（税抜 1.00%） (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額 ※償還時には、信託財産留保額はかかりません。		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率1.1124%（税抜 年率1.0300%） をかけた額 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365)		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。		
	各支払先への配分（税抜）は、次の通りです。		
	支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.55%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	
	0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	
	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等	

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

●運用指図権限の委託先への報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年5・11月の24日（休業日の場合は翌営業日）および償還時から3ヶ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率0.275%以内をかけた額とします。

その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。
	・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、運用管理費用（信託報酬）は毎計算期間を最初の6ヶ月とその翌日から計算期末までに区分した各期間の末日ならびに換金時または償還時に、監査費用は毎計算期間の6ヶ月終了日および毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 上記は2016年1月末現在のものです。

- ※ 「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」をご利用の場合
毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合せください。
- ※ 法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

■委託会社(ファンドの運用の指図等)	三菱UFJ国際投信株式会社
■受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
■販売会社(購入・換金の取扱い等)	株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 28 年 4 月 1 日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上